

会社の種類

いわゆる「会社」と呼ばれる組織の種類には「株式会社」「合同会社」「合名会社」「合資会社」があります。以下の比較表をご参考下さい。

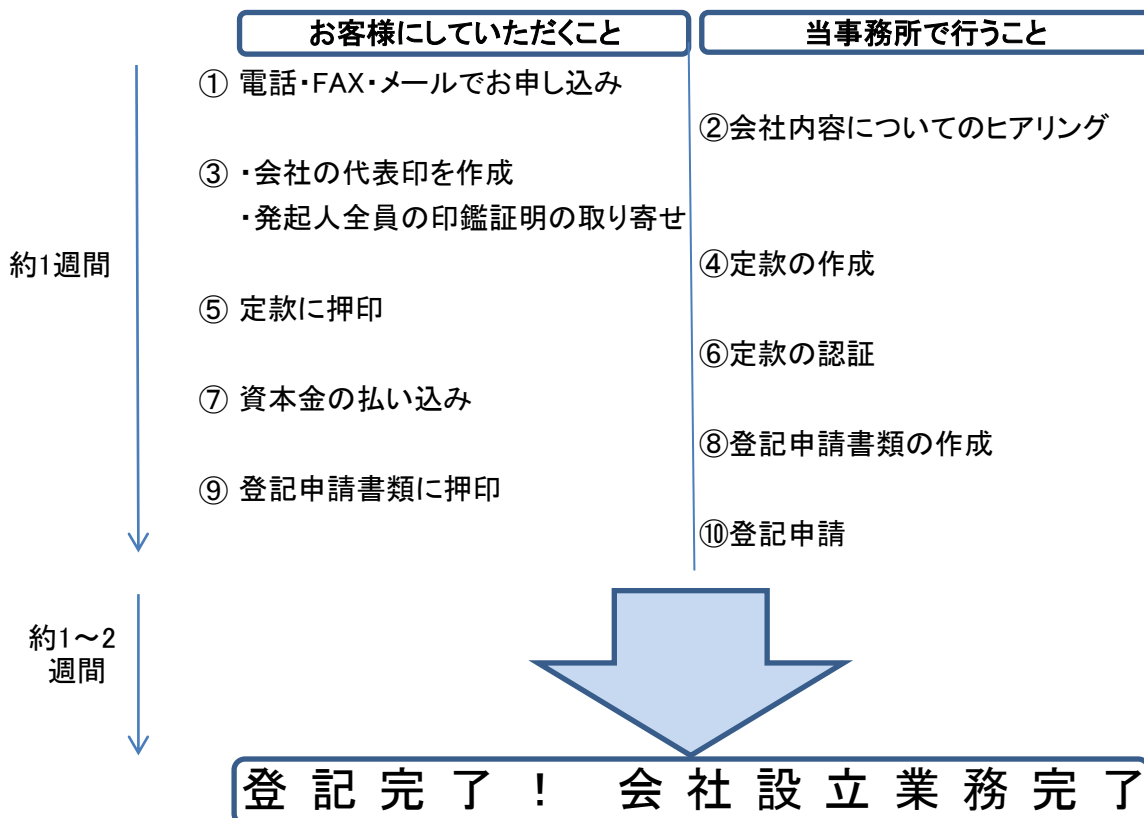
*なお当方の会社設立手数料はどの会社の種類でも一律52,500円(税込)で承っております。

	株式会社	合同会社(LLC)	合名会社	合資会社
出資者の数	1名～無制限	1名～無制限	2名～無制限	2名～無制限
出資者の呼称	株主	社員	社員	無限責任社員 有限責任社員
* 最低資本金額	1円	1円	規程なし	規程なし
出資者責任範囲	出資金額内	出資金額内	債務金額	・無限責任社員は債務金額 ・有限責任社員は出資金額内
出資分の譲渡	原則として自由	社員間には自由	社員の承諾があれば譲渡可能	無限責任社員の承諾により可能
譲渡の制限	通常は譲渡制限規定を設ける	社員総会の承認事項とする	同上	同上
役員	取締役1名以上 監査役は任意	業務執行社員	全社員が経営者	無限責任社員が経営者
役員任期	最長10年	無期限	無期限	無期限
会社の代表者	複数いれば代表取締役	業務執行社員 (代表社員)	・社員 ・代表社員を定めてもよい	・無限責任社員 ・代表社員を定めてもよい
節税対策	メンバー構成次第でほとんどできる	株式とほぼ同じ	対象が限られる	対象が限られる
信用度	一般的なイメージ	新しい組織形態なので認知度が低い	株式に比べると低い	株式に比べると低い
最高決定機関	株主総会	全社員の同意	全社員の同意	全社員の同意
定款認証費用	約50,000円	通常は不要	通常は不要	通常は不要
定款に貼る印紙代	4万円 電子定款なら不要	4万円 電子定款なら不要	4万円 電子定款なら不要	4万円 電子定款なら不要
登録免許税	最低15万円	最低6万円	6万円	6万円

* 新会社法により、株式会社も最低資本金は1円からでも大丈夫です。実情、将来の展望などを総合的に考えて、会社の種類をお選びください。

会社設立手続きの流れ

当事務所に会社設立手続きをご依頼いただく場合の流れは、以下のようになります。
ご依頼いただいてから、登記が完了し登記簿謄本が取得できるようになるまで2～3週間かかります。
*登記申請から完了までの期間は、管轄の法務局によって多少前後します。



*設立登記が完了したら、会社の登記簿謄本・印鑑証明を法務局で取得していただけるようになります。

何を決めればいいのか

株式会社の設立する場合は、会社の骨格となる様々な事項を決めていただく必要があります。なお、ご依頼いただいた際には、どういう形で今後会社を運営されていきたいのかというニーズをお伺いし、打ち合わせをさせていただいたうえで、決定していきます。

①会社の商号

株式会社の商号(名前)を決める際には、以下のルールを守らなくてはなりません。

・「株式会社」の文言を入れる

商号には、必ず「株式会社」を入れなくてはなりません。

・文字の制限

商号に使える文字は、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字、アラビア数字や「&」「,」「'」「ー」「.」「・」等の一定の符号のみ使うことができます。

・会社の一部門を示す文字はダメ

商号の中に、「〇〇支店」「〇〇支部」のように会社の中の部門の一部と思わせるような文字を使用することは出来ません。

しかし、「代理店」「特約店」のような文字は会社名に入れることができます。

・「銀行」「信託」等の文字を使用できない

これらの言葉は銀行業務を行うような誤解を生じさせるおそれがあり、商号に入れることが認められません。

・商標登録されている会社名は避ける

大手の会社の多くは、自社の会社名を「商標」として登録しています。

商標登録されている会社名を、これから設立する会社につけると、商標権の侵害として大きなトラブルとなる恐れがあります。

②会社の目的

今後会社が行っていく業務を目的として挙げる必要があります。

会社を設立した後に、目的を追加することはもちろんできますが、その際には3万円の登録免許税がかかりますので、すぐに業務として行う業務だけではなく、将来行う可能性のある業務も目的をして挙げておいた方がいいでしょう。

③会社の営業年度

会社を設立するにあたっては、「1年」という単位を「何月何日からスタートして、何月何日に終了するか」という期間の定めとすることが必要があり、このひとくぎりを営業年度といいます。

会社の営業年度を決めるうえでは、以下の2つのポイントがあります

・会社の繁忙期との兼ね合い

株式会社には、営業年度が終わってから2ヶ月以内に、法人税の申告と納付を行う義務があります。ご自分で確定申告をされる場合、あるいは税理士や会計士に依頼をする場合、どちらでも、確定申告には手間と時間がかかりますので、お仕事の繁忙期と確定申告の時期が重ならないように営業年度を決めるのが賢明でしょう。

・消費税の免税

資本金が1,000万円未満の株式会社の場合、設立から2営業年度は消費税の支払いが免除されます。そのため、第1期の営業年度をできるだけ長くとれるよう、営業年度を決められるのがベストです。

例えば、平成20年5月10日に会社を設立する場合、5月1日～4月30日を営業年度とすることで、第1期目の営業年度を長くとっていただくことが可能です。

④会社の本店所在地

会社の活動の本拠とする場所です。

なお、社長のご自宅と会社の本店所在地を同じにしても法律上何の問題もありません。

⑤会社の資本金の額

株式会社を設立するにあたって、資本金をいくらにするかを決める必要があります。

法律上は、1円以上であれば資本金がいくらであっても会社を設立することができます。

とはいえ、今後の取引や融資を受ける場合などを考えると、無理のない範囲である程度の金額をご用意いただいた方がいいかと思います。

⑥会社の発起人

株式会社を設立する際に、会社にお金を出資する人のことです。

株式会社を設立するにあたって、誰が、いくら出資するかを決める必要があります。

⑦会社の役員

株式会社の場合は、取締役を1名以上選任する必要があります。

なお、取締役会設置会社の場合は、取締役を3名以上、代表取締役を1名以上(取締役のなかから選任します)、また監査役を1名以上選任しなくてはなりませんのでご注意下さい。(場合によっては会計参与でもOKです。)

***次頁に決定事項記入用紙がありますので、具体的に記入してみましよう！**

決定事項記入用紙

井手会計事務所 Fax:048-816-7819

①会社の商号

〈第一希望〉

〈第二希望〉

〈第三希望〉

②会社の目的

・

・

・

③会社の営業年度

月 日 ~ 月 日

④会社の本店所在地

⑤会社の資本金の額

・ 金 円

・ 金 円

・ 金 円

⑥会社の発起人

・

・

⑦会社の役員

・代表取締役

・取締役

・取締役

・監査役

設立諸費用

会社の比較表のところにも簡単に記載がありますが、株式会社に限ると以下のような費用がかかります。

定款認証手数料	約50,000円
定款に貼る収入印紙代	40,000円
登録免許税	150,000円
当事務所への手数料一式(税込)	52,500円
登記簿謄本 1通	1,000円
印鑑証明 1通	500円
その他会社の代表印作成代	約15,000円
合計	約309,000円

ご用意頂くもの

①発起人・取締役となる方の印鑑証明書

②発起人・取締役となられる方の実印

③会社の代表者印

(はんこ屋さんで法務局の規格に沿ったものを作ってもらって下さい)

④発起人となる方の通帳

(資本金を払い込んだことを証明する通帳のコピーです)

都市銀行や地方銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行など、どの金融機関でもOKです。

